

# 「オオカミなんか怖くない」殺オオカミ事件

福井地方裁判所 附属中学校支部

平成15年(わ)第1号事件

裁判長 野坂 佳生

被告人 カーリー・ザ・ピッグ

(俳優役生徒 5名)

検察官 1名(男子・女子を問わない)

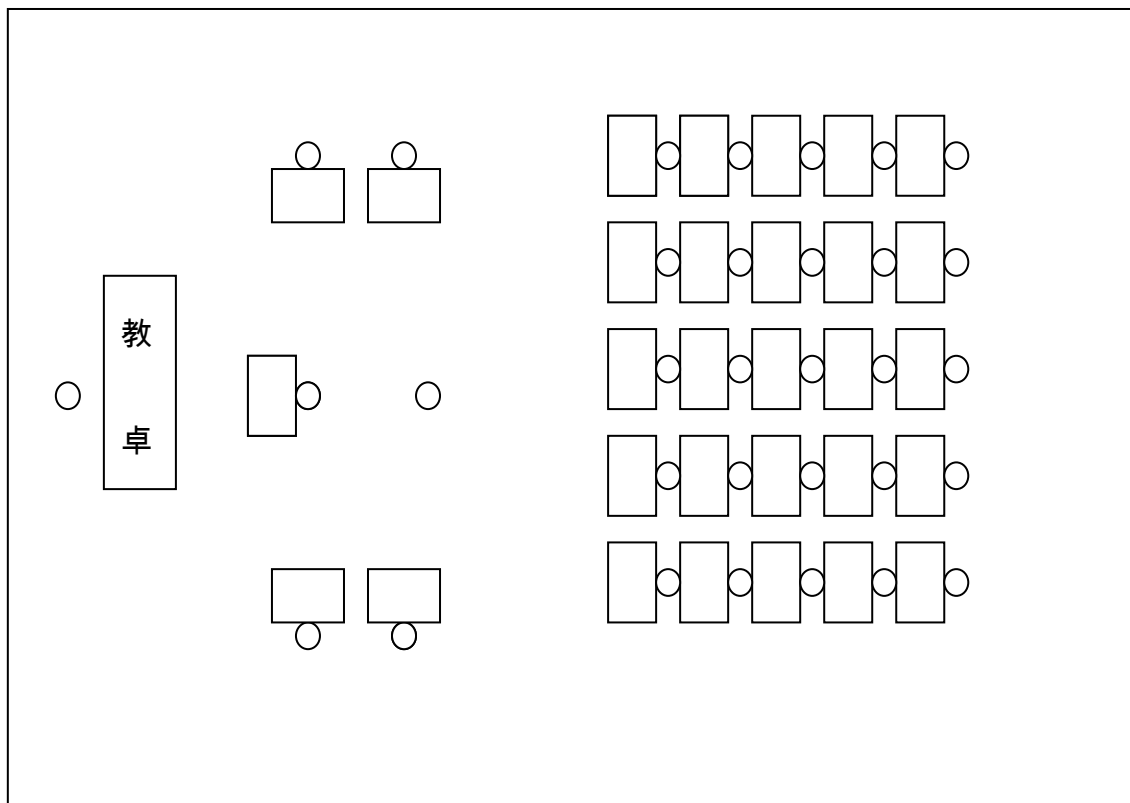
弁護士 1名(男子・女子を問わない)

被告人 1名(男子)

証人 2名(男子1名、女子1名)

男子はジャック・スミス役。女子はオオカミの母親役。

(机の配置) 下図のとおり (○は椅子)



### 刑法第199条（殺人罪）

人（この場合はオオカミを含むものとする）を殺したものは、死刑・無期懲役刑・または3年以上の懲役刑に処せられる。

- ・ 子豚は、オオカミを殺してしまうつもりでチャンスを待っていたのか？
- ・ それとも、たまたまオオカミが侵入してきたときお湯をわかしていたのか？

### 刑法第35条1項（正当防衛）

急激で不当な攻撃から自分や他人を守るために、やむを得ずにした行為については、罰せられることがない。

- ・ オオカミの侵入は「急激な攻撃」と言えるか？
- ・ 子豚のしたことは「自分を守るためにやむを得なかった」と言えるか？
- ・ オオカミを煮ただけではなく食べてしまったことについてはどうか。

### 刑法35条2項（過剰防衛）

急激で不当な攻撃から自分または他人の権利を守るためにやむを得ずした行為であっても、程度を超えた行為（いきすぎた行為）は罰せられる。この場合には、事情を考えて、刑を軽くしたり、免除したりすることができる。

- ・ 子豚のしたことは「自分を守るための最低限の行為だった」と言えるか？
- ・ オオカミを煮ただけではなく食べてしまったことについてはどうか。

### 刑法第190条（死体損壊罪）

死体（この場合にはオオカミの死体を含むものとする）を壊したり捨てたりしたものは、3年以下の懲役刑に処せられる。

- ・ 子豚がオオカミを食べたことは「壊したり捨てたり」したことになるか？

### 刑事訴訟法320条1項（伝聞証拠）

「〇〇さんがこう言っていました」という内容の証言があったとしても、その証言は、〇〇さんの言っていた話の内容が真実だという証拠にはできない。

- ・ どうして、こんな法律があるのだろうか？
- ・ この法律によって証拠にできない証言は、誰の証言だろうか？

### 裁判長

これより開廷します。被告人は前へ出てください。  
被告人、名前はなんと言いますか？

### 子豚

カーリー・ザ・ピッグです。

### 裁判長

検察官、起訴状を朗読してください。

### 検察官

はい。公訴事実（こうそじじつ）を読みあげます。

被告人は、自分の兄ふたりがオオカミに食べられてしまったと聞き、オオカミに恨み（うらみ）を持ち、チャンスがあればオオカミを殺してやろうと思って、そのチャンスをねらっていたが、平成15年3月15日、オオカミにお祭りに誘われると、オオカミを怒らせればエントツから家の中に入ってくるにちがいないと考え、暖炉（だんろ）でお湯をわかす用意をしたうえで、約束の時間より前に自分ひとりでお祭りに行ってしまう、また、樽（たる）の中に入るところがり、オオカミをおどろかせたうえに、あとで自宅にやってきたオオカミを侮辱（ぶじょく）したため、怒ったオオカミが、被告人の家のエントツから家の中に入ろうとするのを見て、ねらいどおりにオオカミを殺してしまおうと決意し、暖炉（だんろ）のナベのフタをとり、あらかじめナベの中にわかしておいたお湯にオオカミを転落させて、すぐにナベのフタをしめ、オオカミを全身やけどによって死亡させたうえに、その死体をグツグツと煮て食べてしまったものであります。

以上の事実は、刑法第199条の殺人罪、刑法第190条の死体損壊罪（したいそんかいざい）にあたりますので、正しい処罰をお願いします。

### 裁判長

では、最初に被告人に注意しておきます。被告人には、黙秘権（もくひけん）という権利があります。被告人は、この裁判でいろいろな質問をされますが、答えたくなければ答えなくてもかまいません。黙っていたからといって被告人が不利になることはありません。もちろん、答えたければ答えてもかまいませんが、被告人が答えたことは、被告人に有利な証拠になることも不利な証拠になることもあります。被告人、わかりましたか？

## 子豚

はい、わかりました。

## 裁判長

では、被告人に質問します。さきほど検察官が読み上げた公訴事実（こうそじじつ）は、そのとおり間違いありませんか？

## 子豚

とんでもありません。全然ちがいます。ぼくがオオカミを殺すチャンスをねらっていたなんてことはありません。おそろしいオオカミを殺してやろうなどと考えるはずがないでしょう。だいたい、ブタはオオカミの肉なんて好きではありません。あの日は、晩ごはん「湯どうふ」を食べようと思って、お湯をわかしていたのです。ところが、オオカミが「お前を食べてやる」と言ってエントツから入ってこようとしたので、びっくりして、とっさにナベのフタをとったら、そこにオオカミが落ちたのです。もう、恐ろしくてオオカミの姿を見ることさえもできず、必死でナベのフタをしめました。そして、オオカミが動かなくなったあとも、今にも生き返ってきて自分を食べてしまうような気がして、恐ろしさのあまりにオオカミを食べてしまったのです。今までに、あんなにまずいものを食べたことはありません。

## 裁判長

弁護人の意見はいかがですか。

## 弁護人

裁判長。検察官の言い分は、実にばかばかしいものです。オオカミが、子豚にとって、どれほど恐ろしいものであったかということは、オオカミが被告人の兄弟である2匹の子豚を食べてしまったことから明らかです。そのオオカミが、無理やり被告人の家に入ろうとしてきたのです。住居侵入罪であります。かわいそうな被告人は、恐ろしいオオカミから自分の命を守ろうとして、思わずオオカミを煮てしまったのですから、殺人については、もちろん正当防衛で無罪です。もし被告人がそうしなかったら、食べられていたのは被告人のほうだったのです。また、オオカミが今にも生き返って自分に仕返しするのではないかと恐ろしくなったというのも、子豚としては当然です。恐ろしさのあまり、無理に食べたのですから、死体損壊（したいそんかい）についても、やはり正当防衛で無罪です。

**裁判長**

検察官、どのような証拠で、公訴事実を証明しますか？

**検察官**

はい。殺されたオオカミの母親を、証人として請求します。

**裁判長**

弁護人。この証人請求に対して、何か意見はありますか？

**弁護人**

裁判長の判断におまかせします。

**裁判長**

では、証人を採用します。証人は前に出てください。まず、うそをつかないという宣誓をしていただきます。宣誓書を読み上げてください。

**母オオカミ**

真実だけを話し、うそをついたり、知っていることをかくしたりしないことを誓います。

**裁判長**

もし今の宣誓に反してうそをつくと、証人自身が偽証罪で処罰されることがあります。では、証人はイスに腰掛けてください。検察官から質問をどうぞ。

**検察官**

被告人に、ナベで煮られて食べられてしまったのは、あなたの息子さんですね？

**母オオカミ**

そうです。とても優しい息子でした。この憎らしい子豚に殺された日も、友達になった子豚と一緒にお祭りに行って、子豚に何か買ってあげると言って家を出て行ったんです。

**検察官**

実際には、被告人と一緒にお祭りに行ったようでしたか？

**母オオカミ**

いいえ。子豚を迎えに行ったけど家にいなかったの、しかたなく、ひとりでお祭りに行ったら、坂の上から樽（たる）がころがってきて、とてもびっくりしたので、買い物もしないで帰って来たと言って、とても悲しそうにしていました。

**検察官**

それから、息子さんはどうしましたか？

**母オオカミ**

ひょっとしたら、子豚は病気で寝ていて返事ができなかったのかもしれないから、もういちど子豚の家に行って様子を見てくる、と言って出て行きました。

**検察官**

そして、もう帰ってはこなかったわけですね。

**母オオカミ**

ええ。あんまり帰りが遅いので、心配になって子豚の家へ様子を見に行ったのです。そうしたら、この子豚が、ナベの中の私の息子を食べていたのです（泣く）。

**検察官**

お気の毒に。被告人は、あなたの息子さんを、おいしそうに食べていましたか？

**母オオカミ**

はい。舌なめずりをしながら、とてもおいしそうに。それだけでなく、子豚の前には、「オオカミのおいしい食べかた」という料理の本まで置いてあったのです。

**検察官**

被告人の近くには、料理の本のほかに、何か調味料などが置いてありませんでしたか？

**母オオカミ**

ええ、置いてありましたとも。何かショウユみたいなものや、酢みたいなものも見えましたね。息子がポン酢で食べられていたかと思うと、もう、くやしくて（泣く）。

**検察官**

あなたは、被告人の家の中に入りましたか？

**母オオカミ**

いいえ、窓から家の中をのぞいただけです。

**検察官**

なぜ、家の中に入れてもらわなかったの？

**母オオカミ**

もちろん、ドアをノックして、入れてくれるように頼みました。でも、この子豚は、知らん顔をして私の息子を食べて続けていたんです。こんな人でなし、じゃなくて豚でなしの豚は見たことがありません。

**検察官**

私からの質問は以上です。

**裁判長**

弁護士、反対尋問（はんたいじんもん）をどうぞ。

**弁護士**

では、私からもお尋ねしたいことがあります。まず、あなたの息子さんは、子豚が好物だったのではありませんか？

**母オオカミ**

いいえ。オオカミですから豚を食べることもありますが、息子の好物は、豚ではなくてヤギでした。

**弁護士**

あなたの息子さんが被告人の兄弟を2匹も食べるのを見たという証人がいるんですよ？それも、家を吹き飛ばして食べてしまったらしいじゃありませんか。ほかにも似たようなことをやっている不良オオカミだったんじゃないですか？

**検察官**

異議あり。弁護人は想像だけで質問しています。

**裁判長**

異議を認めます。弁護人は質問のしかたを変えてください。

**弁護人**

あなたは、息子さんが被告人の兄弟を食べてしまったことを知らないのですか？

**母オオカミ**

私は、そのことについては何も知りません。

**弁護人**

では、あなたが被告人の家へ様子を見に行っただのは何時ごろでしたか？

**母オオカミ**

そろそろ晩ごはんだと思って迎えに行っただので、6時近くだったと思います。

**弁護人**

被告人の家の中には、あかりがついていましたか？

**母オオカミ**

さあ、どうだったかしら。あかりはついていなかったように思います。

**弁護人**

夕方6時近くだと、家の中は、かなり暗かったのではありませんか？

**母オオカミ**

5月ですから、そんなに真っ暗ではありませんが、うす暗かったと思います。

**弁護人**

料理の本があったとか、調味料があったとか言っていましたが、窓から、うす暗い家の中をのぞいただけで、そんな細かいところまで見えるものですかね？



**母オオカミ**

なんとか見えました。

**弁護士**

あなたは、被告人をもちろん憎んでいるでしょうね？

**母オオカミ**

(怒って) だいたい息子を食べられたんですから、あたり前です。

**弁護士**

被告人を憎らしく思うあまり、被告人がうまそうに息子さんを食べていると思いついてしまったのではありませんか？

**母オオカミ**

(少し答えにつまる)・・・でも、私にはそのように見えたんです。

**弁護士**

反対尋問 (はんたいじんもん) は、これで終わります。

**裁判長**

証人は自分の席に戻ってください。弁護人のほうから証人の請求はありますか？

**弁護士**

はい。ジャック・スミスさんをお願いします。被告人の兄に、わらや木の枝をあげた人です。

**裁判長**

検察官。御意見は？

**検察官**

裁判長の判断におまかせします。

**裁判長**

では、証人を採用します。証人は前に出てください。先ほどと同じように、うそをつかないという宣誓をしていただきます。宣誓書を読み上げてください。

**ジャック・スミス**

真実だけを話し、うそをついたり、知っていることをかくしたりしないことを誓います。

**裁判長**

もし今の宣誓に反してうそをつくと、証人自身が偽証罪で処罰されることがあります。では、証人はイスに腰掛けてください。弁護人から質問をどうぞ。

**弁護人**

あなたは、被告人の兄弟を知っていますか？

**ジャック・スミス**

ええ。いちばん上の兄がローリー、次の兄がモーという名前でした。

**弁護人**

あなたは、ローリーとモーを、どうして知っているのですか？

**ジャック・スミス**

家を作るから「わら」がほしいとローリーに頼まれたのです。私は、「冗談言うな。安全性に問題があるぞ。」と言いましたが、ローリーが「わら」がいいと言うので、あげました。

**弁護人**

できあがったローリーの家を見たことがありますか？

**ジャック・スミス**

はい。でも、長持ちはしませんでしたね。

**弁護人**

それは、どうしてですか？

ジャック・スミス

オオカミに吹き飛ばされてしまったからです。

弁護士

オオカミとは、どのオオカミですか？

ジャック・スミス

カーリーが煮て食べてしまったという、あのオオカミですよ。

弁護士

そのオオカミは、どうしてローリーの家を吹き飛ばしたのか、知っていますか？

ジャック・スミス

ええ。オオカミは、ローリーの家に来て、「子豚、子豚。ここを開けておくれ。」と言ったのです。ローリーは、「めっそうもない」と言って断りました。するとオオカミは、「そうかい、それじゃあ、ふうふうのフーで、この家、吹き飛ばしちまうぞ。」とうれしそうに言って、家を吹き飛ばしてローリーを食べてしまったのです。

弁護士

では、モーのほうは、どうして知っているのですか？

ジャック・スミス

家を作るから木の枝がほしいとモーに頼まれたのです。私は、「冗談言うな。安全性に問題があるぞ。」と言いましたが、モーが木の枝でいいと言うので、あげました。

弁護士

できあがったモーの家を見たことがありますか？

ジャック・スミス

はい。でも、ローリーの家と同じように、オオカミに吹き飛ばされてしまいました

弁護士

ローリーを食べてしまったオオカミですか？

**ジャック・スミス**

そうです。オオカミは、モーの家にやってきて、「子豚、子豚。ここを開けておくれ。」と言ったのです。モーも、「めっそうもない」と言って断りました。するとオオカミは、「そうかい、それじゃあ、ふうふうのフーで、この家、吹き飛ばしちまうぞ。」とうれしそうに言って、家を吹き飛ばしてモーを食べてしまったのです。

**弁護士**

私からの質問は以上です。

**裁判長**

検察官、反対尋問がありますか？

**検察官**

はい。ジャック・スミスさん、さきほど、オオカミがローリーとモーを食べてしまったことを証言しましたが、あなたは、自分の目でそれを見たのですか？

**ジャック・スミス**

その場にいたわけではありません。もしもその場にいたら、オオカミを追い払うとか、誰かの助けをよぶとかして、ローリーやモーの命を助けてあげたと思いますよ。

**検察官**

じゃあ、さっき話したことは、いったい誰から聞いた話なんですか？

**ジャック・スミス**

そりゃあ、誰というわけではないけれど、村じゅうのうわさですよ。有名な話です。

**検察官**

どうもおかしいですね。もし、誰か現場を見た人がいるのなら、あなたが言うように、黙って見ていないで、助けを呼ぶとかなんとかしたんじゃないでしょうか。

**ジャック・スミス**

どうでしょう。とにかく有名な話なんですから、誰か見ていた人がいるんじゃないかと思うんですが。

**検察官**

どちらにしても、あなた自身は、ローリーとモーが家を吹き飛ばされて食べられてしまったところを見たわけではない。そういうことでいいですか？

**ジャック・スミス**

はい。見たわけではありません。私が自分で見て知っているのは、ローリーとモーの家が完成して間もないうちに無くなってしまったということ、それに、そのころからローリーとモーの姿を見たことがないこと、このふたつです。

**検察官**

反対尋問は、これで終わります。

**裁判長**

証人は自分の席に戻ってください。弁護人、被告人本人にも質問しますか？

**弁護人**

はい、お願いします。

**裁判長**

では、被告人は前へ。弁護人から質問してください。

**弁護人**

あなたは、事件の日、オオカミからお祭りに行こうと誘われましたか？

**子豚**

はい、誘われていました。でも、一緒にはいきませんでした。

**弁護人**

どうしてですか？

**子豚**

僕を食べようとして誘っているのが、わかっていたからです。

## 弁護士

どうして、自分を食べようとしていると考えたのですか？

## 子豚

オオカミは、うちに来て、「子豚、子豚、ここを開けておくれ」と言って、家の中に入ってこようとしたことがあったのです。僕が「めっそうもない」と言って断ると、「そうかい、それじゃあ、ふうふうのフーで、この家、吹き飛ばしちまうぞ」と言って、家を吹き飛ばそうとしたのですが、僕の家はレンガで作ったもので、吹き飛ばすことができませんでした。このやりかたは、うわさで聞いている、オオカミが僕の兄ふたりを食べたやりかたと全く同じです。それからは、オオカミは、僕を家の外に誘い出そうとして、一緒にリンゴを取りにいこうとか、いろいろ誘いをかけてくるようになったのです。

## 弁護士

なるほど。あなたは、お祭りにはひとりで行ったのですか？

## 子豚

はい。オオカミと一緒に行くのはいやだったけど、お祭りには行きたかったものですから。樽（たる）を買いたかったんです。

## 弁護士

オオカミのお母さんの証言だと、あたりは、その樽の中に入って、坂道をころがって、オオカミを驚かせたそうですね。

## 子豚

驚かせるつもりでやったんじゃないです。家に帰る途中でオオカミがやってくるのが見えたので、びっくりして樽の中にかくれたら、樽がころがってしまったんです。

## 弁護士

家に帰ってから、またオオカミがやってきたんですね？

## 子豚

そうです。お祭りに行ったら樽がころがってきてびっくりした、僕にと言いました。僕も、やめておけばよかったのに、家の中にいるという安心感から、ついオオカミに「樽の

中に入って君を驚かせたのは、この僕さ」などと言ってしまったのです。

#### 弁護人

それを聞いたオオカミは、怒ったでしょうね。

#### 子豚

それはもう、カンカンになって怒りました。そして、「エントツからおりていって、お前を食べてやる」と叫ぶと、本当に屋根に登ってきたものですから、あのときはもう、生きた気持ちがしませんでしたね。

それで、「どうしよう」と思って暖炉（だんろ）を見ると、ちょうど、夕食に湯どうぶを食べよう思ってお湯をわかしていたものですから、とっさにナベのフタをとったんです。オオカミをこの中に落としてやろうとか、そんなことを考えている余裕もありませんでした。でも、フタをとったとたんに、オオカミがナベの中に落ちてきたのです。

僕は、「大変だ」と思って、夢中でナベにフタをして、上から必死で押さえつけました。

#### 弁護人

どのくらいのあいだ、そうやってフタを押さえつけていましたか？

#### 子豚

どうでしょう、10分間くらいでしょうか。とにかく、オオカミはナベの中であばれていましたから、少しでも力をゆるめたらオオカミが飛び出してきて食べられてしまうと思って、動かなくなるまで押さえていたことはまちがいありません。

#### 弁護人

そのあと、煮えたオオカミを食べてしまったのはどうしてですか？

#### 子豚

ようやくオオカミが静かになったので、おそるおそるナベのフタをあけてみましたが、煮えたオオカミの姿を見ると、やっぱり恐ろしくて、いまにも動き出しておそいかかってくるような気がしたんです。それで、オオカミの肉なんて、食べてみたいと思ったこともないのですが、「もう、こうなったら食べてしまうしか安心できない」という気持ちになって、無理やりに口の中につめこみました。本当にまずくて、苦しかったなあ。

**弁護人**

質問はこれで終わります。

**裁判長**

検察官も質問しますか？

**検察官**

はい。いくつか聞きたいことがあります。

まず、あなたは、たまたまお湯をわかしていたと言うんだけど、お湯をわかしはじめたのは、いったい何時ころなんですか？

**子豚**

そうですね。夕食のしたくをしようと思った時間だから、5時すぎくらいかな。

**検察官**

5時すぎですか。オオカミがやってきたのは何時ころ？

**子豚**

まだ5時半にはなっていなかったと思います。

**検察官**

すると、お湯をわかしていた時間は、20分くらいですか？ だけど、オオカミがすっかり入ってしまうくらい大きなナベにお湯をわかそうと思ったら、20分くらいでは熱くならないでしょう。お湯は、ぐらぐらと煮立っていたんでしたよね。もっと早い時間から、お湯をわかしはじめていたのではありませんか？

**子豚**

そうですねえ。もう少し早かったかもしれません。5時より前だったかも。

**検察官**

だけど、そうすると、まだ夕食の用意をする時間には早いでしょう。どうして、そんな早い時間から、お湯をわかす必要があったんですか？



子豚

いや、それは、いま検事さんが言われたとおり、大きなナベにお湯をわかすのには、それなりに時間がかかりますから。

検察官

そうですね。それなら、湯どうふを食べるために、どうして、そんなに大きなナベにお湯をわかす必要があったんですか？ いったい、どれだけたくさんのトウフを入れるつもりだったのかなあ？ あなた、ひとりぐらしなんでしょう？

子豚

ええ、そうですけど、湯どうふは、たっぷりのお湯で作ったほうがおいしいですから。

検察官

そうですね？ それで、トウフは買ってあったんでしょうね？

子豚

はい。それもお祭りで買ってきたんですけど。

検察官

お祭りですか？ そうすると、あなたは、トウフを持ったままで樽に入って坂道をころがったんですか？ よくトウフがくずれませんでしたね。

子豚

いや、まあ、少しはくずれました。

検察官

「少しはくずれました」 ぐらいのことですみませんか。まあ、いいでしょう。それで、そのトウフは食べたんですか？ オオカミのお母さんの通報で、警察があなたの家に行ったときには、トウフはなかったようですけど。

子豚

はい、全部食べてしまいました。

**検察官**

嫌いなオオカミの肉を無理やり食べたあとで？ よく食べられましたね。本当は、トウフなんか、はじめから買ってなかったんじゃないですか？

**子豚**

そんなことはありません。

**検察官**

しかし、オオカミのお母さんの証言では、あなたの近くには、ショウユとか酢のような調味料、それに「オオカミのおいしい食べかた」という料理の本まで置いてあったというじゃないですか。本当は、オオカミを煮て食べるつもりで準備していたんでしょう。

**子豚**

いいえ、違います。ショウユや酢は、湯ドウフを食べようと思っていたので、出してあってもおかしくないでしょう。それから、僕が持っている本は、「オオカミのおいしい食べかた」ではなくて、「オリガミの正しい折りかた」です。オオカミのお母さんが見まちがえたんですよ。

**検察官**

確かに、警察の調べでは、あなたの家には「オリガミの正しい折りかた」という本もありましたよ。でも、そんな本は、食事をしながら読む本じゃないでしょう。それに、警察があなたの家に入ったとき、暖炉（だんろ）には、何か紙のようなものを燃やした灰があったんです。「オオカミのおいしい食べかた」のほうは、オオカミを食べたあとで、さっさと燃やしてしまったんじゃないですか？

**弁護人**

裁判長、異議があります。検察官は、根拠もないのに想像だけで質問しています。

**裁判長**

異議を却下（きやつか）します。ここは重要な点ですから、被告人は、「オオカミのおいしい食べかた」という本を暖炉で燃やしてしまったかどうか、という検察官の質問に答えてください。

### 子豚

僕は「オオカミのおいしい食べかた」なんていう本を持っていたことはありません。

### 検察官

では、最後の質問です。お祭りから帰ったあと、オオカミがまた家にやってくるだろうと予想していましたか？

### 子豚

オオカミのことですから、来るかもしれないとは思っていました。

### 検察官

これで質問を終わります。

### 裁判長

被告人は後ろに下がってよろしい。これで審理は終わりです。

検察官、論告（ろんこく）をどうぞ。

### 検察官

陪審員のみなさん。まず、被告人がオオカミを煮て食べてしまったこと、このことは被告人も認めています。そして、被告人は、それは正当防衛だったと主張しています。

しかし、本当にそうでしょうか。被告人は、いつかオオカミを煮て食べてやろうと思い、そのチャンスを待っていたのではないのでしょうか。オオカミが被告人の家に侵入しようとしたことは、たしかに正しくないことでした。でも、それは、被告人のワナにはまったものではなかったのでしょうか。

オオカミが被告人の家に侵入しようとしたのは、夕方5時30分より前の時間だったということを、被告人自身が認めています。そんな時間に、オオカミがすっかり入ってしまうような大きなナベに、ぐらぐらとお湯が煮立っているということがあるのでしょうか。少なくとも、5時より前にお湯をわかしはじめないと、そうはならないでしょう。それに、湯ドウフをつくらうとしたのなら、もっと小さなナベでもよかったです。

被告人は、お祭りに行こうというオオカミの誘いを断ったため、オオカミがやってくるに違いないと予想して、お湯をわかしてオオカミを待ち受けていたのです。オオカミの侵入は、被告人にとって「思いがけない攻撃」ではありませんでした。被告人は、オオカミの攻撃を予想していたのです。いや、オオカミの攻撃を誘っていたと言ってもよいかもしれ

れません。これでは、被告人には正当防衛は成立しないのです。正当防衛どころか、過剰防衛（かじょうぼうえい）さえも成立しません。

ましてや、オオカミを煮てしまったあと、その死体を食べたことについては、被告人は全く弁解できないはずですよ。オオカミが生き返ってくるのではないかと恐ろしくなった、などと被告人は言っていました、そんな非科学的な理由で正当防衛が認められるはずはありません。また、オオカミのお母さんの証言をみなさんは聞きましたね。お母さんは、被告人が、「オオカミのおいしい食べかた」という本を開いて、おいしそうに舌なめずりしながらオオカミを食べていたと証言しました。この本は被告人の家から見つかりませんでした、被告人の家の暖炉には、紙を燃やしたような灰がたまっていたのです。被告人は、本を燃やしてしまったかもしれないのですから、本が見つからないからといって、オオカミのお母さんの証言が信用できないということにはなりません。だから、オオカミが恐ろしくて無理に食べたなどという被告人の弁解は、全く信用できないのです。

みなさん、被告人の殺人罪と死体損壊（したいそんかい）罪は明らかです。どうか正義にかなった判断をして、オオカミのお母さんの悔しさを晴らしてあげてください。

## 裁判長

弁護人、最終弁論をどうぞ。

## 弁護人

陪審員のみなさん。いったい、正当防衛という法律は、なんのためにあるのでしょうか。なぜ、たとえ人を殺しても、正当防衛ならば無罪なのでしょう。考えてみてください。

（5秒くらい間をおく）

みなさん。正当防衛が認められているのは、誰でも、自分で自分の身を守る権利があるからです。もしも、被告人の今回の行動が犯罪ならば、被告人は、いったいどうすればよかったのでしょうか。オオカミが無理やり家の中に入ろうとしてきたら、逃げ出すべきだったのでしょうか。そんなことをしても、すぐにオオカミにつかまってしまったでしょう。オオカミは、すでに被告人の兄を2匹も食べてしまったというのが、村じゅうのうわさです。そして、今度は被告人にねらいをつけて、いろいろな理由で被告人を家の外に誘い出そうとしていました。たとえこの日でなくても、いつかオオカミは、エントツから被告人の家の中に入るということを思いついたことでしょうか。このような立場におかれたら、被告人にできることは、知恵を使ってオオカミを殺すか、だまってオオカミに食べられるか、ふたつにひとつしかなかったのです。被告人は、子豚でありながら、勇敢にオオカミと戦ったのです。なぜ、被告人が犯罪者にならなければいけないのでしょうか。

みなさん。検察官は、被告人がお湯をわかしてオオカミを待ち受けていたのだと言いました。真実は、もちろん違います。被告人がお湯をわかしていたのは、偶然でした。それも、とんでもなく幸運な偶然でした。しかし、もしも検察官の言うように、被告人がオオカミの侵入を予想して対策をとっていたのだとしても、それでもやはり、被告人には正当防衛が成立すると弁護人は主張します。そうでなければ、被告人に対して、「お前は一生、オオカミから逃げ回っている。決してオオカミとは戦うな」と言うことになるのです。みなさん、オオカミにねらわれてしまったかわいそうな被告人に、そんなことが言えますか？ここをよく考えてください。

被告人が、オオカミを食べてしまったことについては、行き過ぎだと思える人がいるかもしれません。でも、このことについても、そのときの被告人の気持ちを想像してみてください。オオカミが子豚を煮たのではありません。子豚がオオカミを煮たのです。たとえオオカミが死んだと頭では理解できても、それで安心できるものでしょうか。

たしかに、オオカミのお母さんには、お気の毒なことでした。しかし、今回のことは、オオカミの自業自得としか言いようがありません。私の意見はこれだけです。

## 裁判長

それでは、これから陪審員のみなさんには評決に入ってもらいます。評決の時間は〇〇分間です。本当は全員が一致することが望ましいのですが、時間不足でどうしても意見がまとまらないときには、多数決で決めてください。

評決の前に、みなさんに注意しておくことがあります。ジャック・スミスさんの証言についてです。ジャック・スミスさんは、殺されたオオカミが、被告人のふたりの兄を食べってしまったと証言しました。しかし、ジャック・スミスさんの証言のうち、この部分については、みなさんは証拠として使うことは許されません。これは、ジャック・スミスさんが自分で見たことではないからです。これは、刑事裁判の中の、いちばん大切なルールのひとつなのです。彼の証言のうち、この部分だけは頭の中から消してください。

評決は、殺人について有罪か無罪か、死体損壊について有罪か無罪か、このふたつのだけを決めてください。刑罰をどうするかまでは、今日のところは決める必要はありません。

最後に、みなさんは、自分の良心だけに従って意見を述べてください。良心とは、正義に対する感覚です。それは、みなさんの心の奥深い場所に必ずあります。その声に耳をすませてください。もちろん、ほかの人の意見はよく聞かなければいけません。それによって、自分の考えが変わることもあるでしょう。しかし、最後は、「みんながどう言っているか」ではなく、「自分の良心がどう言っているか」によって判断するのです。

それでは、はじめてください。

(評決への道筋)

- 真実はなんだろうか？子豚はオオカミを煮て食べようと待ち受けており、オオカミが子豚のワナにはまったのだろうか？ それとも、子豚はたまたまお湯をわかしていただけなのだろうか？

- 誰がどんな証言をしていただろうか。

オオカミのお母さんはどんなことを言っていたらう。

ジャック・スミスさんはどんなことを証言したらう。

子豚はどんなことを言っていたらう。

- その証言は信用できるだろうか。

オオカミのお母さんの証言は信用できるだろうか。  
信用できないところがあるとすれば、それはなぜ？

ジャック・スミスさんの証言は信用できるだろうか。  
信用できないところがあるとするば、それはなぜ？

子豚の弁解は信用できるだろうか。  
信用できないところがあるとするば、それはなぜ？

- もし「子豚は計画的にオオカミを食べた」のが真実なら、子豚は有罪だろうか。
  
- 殺人罪については正当防衛が成立するだろうか。
  
- 死体損壊罪については正当防衛が成立するだろうか。
  
- もし「子豚は幸運にもオオカミをやっつけることができた」のが真実なら、子豚は有罪だろうか。
  
- 殺人罪については正当防衛が成立するだろうか。
  
- 死体損壊罪については正当防衛が成立するだろうか。

**結論**

- 殺人罪について           有罪   無罪  
死体損壊罪について   有罪   無罪